平成２５年（フ）第６８８号
京都府木津川市木津南後背132番地52
債務者　中村　至男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６７号
京都市右京区西京極畔勝町23番地　アーバンハウスＡ＆ＵⅠ906号
債務者　今西　智一
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
兵庫県尼崎市南清水36番１―808号
債務者　栗本　順子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６８号
兵庫県尼崎市潮江５丁目１番20―904号
債務者　柏木ツナ子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７号
奈良県吉野郡大淀町大字北野147番地の９
債務者　北川由美子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第５３号
鳥取県米子市中島１丁目１番27号
債務者　南家　善作
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第６１号
広島県尾道市美ノ郷町三成3052番地　サンシャインみなりヶ丘102号
債務者　東　　稔士
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
愛媛県松山市市坪北１丁目14番２号
債務者　平　　景子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７７号
愛媛県松山市余戸東３丁目10番６号　第２トキワコーポ202号
債務者　西村　朱美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄964番地
債務者　冨田　真理（旧姓副島）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
佐賀県鳥栖市土井町219番地１　コスモハイツ土井101
債務者　福岡　　幸
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
佐賀県多久市北多久町大字小侍376番地１
債務者　相島みどり
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
佐賀県小城市牛津町勝1354番地19
債務者　福山　雄樹
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
佐賀県佐賀市日の出１丁目12番37号
債務者　中川精一郎
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦142番地　山口ハイツ102号
債務者　久家　順子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
佐賀県神埼市神埼町的352番地１ニューコーポ柳Ⅰ101
債務者　梶原季子男
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉810番地
債務者　野田　　健
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係